

香川県条例第38号

香川県立保健医療大学条例の一部を改正する条例

香川県立保健医療大学条例（平成15年香川県条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p>(専攻科) <u>第3条 大学に、助産学専攻科（以下「専攻科」という。）を置く。</u></p> <p>(大学院及び研究科) 第4条 略</p> <p>(修業年限) 第5条 略 <u>2 専攻科の修業年限は、1年とする。</u> 3 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>(学部及び学科) 第2条 略</p> <p>(大学院及び研究科) 第3条 略</p> <p>(修業年限) 第4条 略 <u>2 略</u></p> <p>第5条・第6条 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項（香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部236の項及び237の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

- 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種別及び金額)	(種別及び金額)

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立保健 医療大学	授業料		
	学部		
	略		
	専攻科		
	学生	1年度	535,800円
	研究生	1月	29,700円
	科目等履	1単位	14,800円
	修生		
	特別聴講	1単位	14,800円
	学生		
聴講生	1単位	14,800円	
大学院			
略			
(3)~(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	学部		
	略		
	専攻科		
	学生	1件	18,000円
	研究生	1件	9,800円
科目等履修	1件	9,800円	
生			

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額
1 略			
2 公の施設の使用料			
(1) 略			
(2) 香川県立保健 医療大学	授業料		
	学部		
	略		
	大学院		
	略		
	略		
	略		
	略		
	略		
	略		
(3)~(36) 略			

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~235の2 略			
236 香川県立保健 医療大学入学選考 手数料	学部		
	略		

	大学院 略		
237 香川県立保健 医療大学入学金	学部 略 専攻科 学生 <u>県内者</u> <u>1件</u> <u>118,400円</u> <u>その他の</u> <u>1件</u> <u>219,900円</u> <u>者</u> <u>研究生</u> <u>1件</u> <u>50,700円</u> <u>科目等履修</u> <u>1件</u> <u>16,900円</u> <u>生</u> 大学院 略		
238 香川県立保健 医療大学証明手数料	学部、専攻科 及び大学院の 学生、研究生、 科目等履修生、 特別聴講学生 若しくは聴講 生又は旧香川 県立医療短期 大学の学生、 研究生、科目 等履修生、特 別聴講学生若 しくは聴講生 若しくは旧香 川県臨床検査 専門学校若し しくは旧香川 県看護専門学 校の学生であ った者に係るも	略	

	大学院 略		
237 香川県立保健 医療大学入学金	学部 略		
	大学院 略		
238 香川県立保健 医療大学証明手数料	学部及び大学 院の学生、研 究生、科目等 履修生、特別 聴講学生若し しくは聴講生又 は旧香川県立 医療短期大学 の学生、研究 生、科目等履 修生、特別聴 講学生若しく は聴講生若し しくは旧香川 県臨床検査専 門学校若しく は旧香川県 看護専門学 校の学生であ った者に係るも	1件	400円

	の	
239~598 略		
備考 略		

239~598 略			
備考 略			